

岐路に立つ日本経済と 企業経営

2010年6月、政府の「新成長戦略」と「財政運営戦略」が公表された。

少子高齢化が急速に進む日本にあっては、成長力の低下と財政悪化が構造的な問題となっており、この2つの戦略は日本経済の持続的成長のカギを握る重要な政策である。一方、経済活動のグローバル化により、日本企業は国際会計基準(IFRS)の導入など新たな対応を迫られている。

こうした政府の経済財政政策の動向、企業経営環境の変化と関経連の取り組みについて紹介する。



「新成長戦略」と「財政運営戦略」

リーマン・ショック後の世界経済危機により、日本経済は大きな打撃を受け、2010年度予算では、戦後初めて国債発行高が税収を上回るという深刻な財政状況に陥った。しかし、わが国の財政問題は短期的な景気要因だけによるものではない。人口減少・少子高齢化などによる中長期的な成長率の低下、慢性的な財政の赤字体質といった、日本経済が抱える構造的な問題が、経済危機を契機にあらためて深刻化したものといえる。

こうしたなか、今年6月、政府は「強い経済」「強

い財政」「強い社会保障」を一体で実現することを共通目標に掲げた2つの戦略、「新成長戦略」「財政運営戦略」を公表。今後の課題として残されている社会保障制度の再構築とあわせ、日本経済の持続的成長を左右する政策として大きな注目を集めている。

しかし、財政が危機的状況にあるのは日本だけではない。6月下旬に開催されたG8、G20では、景気対策に伴う主要国の財政悪化、ギリシャなどの財政危機の顕在化を受け、「財政健全化と経済成長の両立」がテーマとなった。日本および主要国の経済財政運営は共通の大きな岐路に立っているのである。

国際標準化への対応を迫られる 日本企業

経済活動のグローバル化に伴い、日本および日本企業にとって、さまざまな分野における国際標準化への対応が課題となっている。その代表的な事例が国際会計基準(IFRS)である。

国際会計基準は、2005年からEUが域内市場の統一基準として採用するとともに、各国の会計基準との同等性評価を開始した。その後、アジア各国を含めて国際会計基準の採用が広がり、日本においても、上場企業へ強制適用するか否かの判断が2012年に行われる予定である。

国際会計基準の採用は、グローバルに事業展開している企業にとって不可避でありメリットも多いという意見がある。その一方で、日本の税制等の制度やビジネス慣行との整合性、企業の実務負担やビジネスモデルへの影響などの問題を指摘する声もある。

活発な提言活動を行う関経連

当会では、こうした経済財政運営のあり方や企

業経営にかかわる課題について、『新成長戦略』の策定に関する意見(2010年4月)、「中長期的な税財政のあり方に関する意見」(5月)、「国際会計基準の導入に関する提言」(6月)など、時機をとらえ、つぎつぎに政策提言を発表してきた。その成果もあらわれてきている。

例えば「新成長戦略」。「グリーン・イノベーション」「ライフ・イノベーション」「アジア経済」「観光・地域」「科学・技術・情報通信」「雇用・人材」「金融」という7つの戦略分野、21の国家戦略プロジェクトが掲げられているが、その中には、法人実効税率の国際水準に合わせた引き下げ、研究開発投資額の目標設定、総合特区制度、官民連携による海外インフラ展開の促進など、当会が提言してきた内容が数多く盛り込まれている(表1)。

関経連では、今後も成長戦略の速やかな実施を働きかけるとともに、関西の強みを発揮できるプロジェクトの具体化に取り組んでいく。また、財政健全化や税制・社会保障の抜本改革、国際会計基準についても、引き続き政府の動き等のフォローアップと調査提言を行う。

〈表1 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～の概要〉

■基本方針

- ・「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現、一体的建て直し。
- ・需要面、供給面双方からの成長率押し上げ、資金循環面の円滑化。

■マクロ経済目標

- ・2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長率。
- ・2011年度中に消費者物価上昇率をプラスに。
- ・早期に失業率を3%台に低下。

■戦略分野・プロジェクト

- ・7つの戦略分野を設定し分野ごとの実行計画を策定。おのおのについて2010～2013年度の工程表、2020年の目標を提示。
- ・各分野のブレイクスルーをはかるため、21の「国家戦略プロジェクト」を選定。

グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

1. 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大
2. 「環境未来都市」構想
3. 森林・林業再生プラン

ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

4. 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等
5. 国際医療交流(外国人患者の受入れ)

アジア経済戦略

6. パッケージ型インフラ海外展開

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等
8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大
9. 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開
10. アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略

観光立国・地域活性化戦略

11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等
12. 「訪日外国人3,000万人プログラム」と「休暇取得の分散化」
13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等
14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

科学・技術・情報通信立国戦略

15. 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成
16. 情報通信技術の利活用の促進
17. 研究開発投資の充実

雇用・人材戦略

18. 幼保一体化等
19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入
20. 新しい公共

金融戦略

21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進

成長と歳出歳入改革の実現に向けて

日本の財政の現状

日本の国・地方を合わせた公債等残高は、2010年度末には対GDP比171%に達する見込みであり、各国と比較しても類を見ない高水準である。現在、日本の長期国債は約95%が国内で消化されていることなどから、一部欧州諸国のような財政危機は顕在化していないが、今後、個人金融資産の増加は期待できず、国内消化には限界があると思われる。

内閣府の試算によれば、「新成長戦略」の目標である名目3%、実質2%の経済成長を達成したとしても、現行の税財政制度を前提とすれば、債務残高対GDP比の発散は止まらない(図1)。

「中長期的な税財政のあり方に関する意見」を公表

このような事態を憂慮し、当会では2010年5月に「中長期的な税財政のあり方に関する意見」を経済財政委員会(委員長:松本正義・住友電気工業社長)が中心となって取りまとめ、建議した。意見書では、日本の財政の危機的状況を指摘した上で、財政健全化の

目標、成長と歳出歳入改革の双方を実現するための税制等の制度改革、当面の財政運営のあり方などについて提言している。概要は以下の通り。

■財政の現状と健全化目標の設定

①わが国の財政の現状について

- ・債務残高は他国に類を見ない高水準。
- ・景気後退への対応や構造的な赤字体質から財政収支悪化にも歯止めがかからず。

②財政の見通しと持続性へのリスク

- ・金利上昇に対する抵抗力は脆弱。一方で今後の公債発行環境は厳しい見通し。
- ・想定外の金利上昇は経済に悪影響。財政危機にも直結する恐れがある。

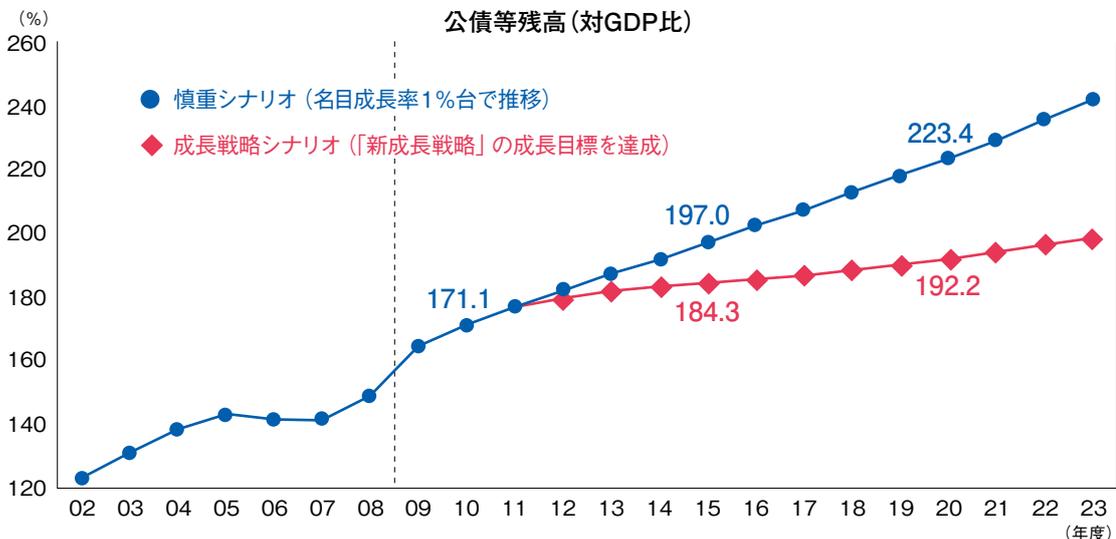
③成長と歳出歳入改革の両立による財政再建

- ・「成長による税収増」と「歳出歳入改革」の双方が財政再建への必須条件。
- ・財政健全化への道筋とその実現に向けた具体的な制度改革を示すべき。

④財政健全化目標の設定

- ・2020年度までにPB(基礎的財政収支)を黒字化。名目GDPの増加と合わせて債務残高の対GDP比を収束に向けるべき。

〈図1 日本の財政見通し〉



出所:内閣府「経済財政の中長期試算」より作成(2010年6月)

- ・2030年度をめどに財政収支の黒字化を実現。

■財政再建に向けた税制や社会保障制度のあり方

＜歳出歳入改革のための制度改革＞

- ①安定財源としての消費税の拡充
 - ・経済情勢を見つつ、今後10年以内に10～15%程度の引き上げが必要。
- ②再分配機能の強化
 - ・税・社会保障への番号制度の導入と給付付き税額控除の実現。
 - ・相続税や所得税などの見直し。
- ③地方税財政制度の改革
 - ・地方行政のスリム化と安定財源の確保。
- ④持続可能な社会保障制度の構築
 - ・財源の裏付けを含め、超党派での議論を。

＜成長に資する税制の構築＞

- ①法人実効税率の引き下げ
 - ・国際水準である30～25%まで引き下げ。財政面からすぐの引き下げが難しければ、2012～2015年度で段階的に実施するといった道程を示すべき。
- ②先進的な研究開発の税制での後押し
 - ・国家戦略に沿う研究開発に対する税制での後押し（特に資源代替品や再生可能エネルギー分野）を。
- ③グローバルビジネス環境整備
 - ・移転価格税制や租税条約ネットワークの整備。
 - ・EPA/FTA交渉等による貿易・投資の円滑化を。

■当面の予算編成等のあり方について

- ①中期的な財政運営について
 - ・2011年度までをそれ以降の税・社会保障の制度設計の期間と位置づけ。中長期をにらみつつ、相応の財政出動にて経済を立て直し。
 - ・2012年度をめどに消費税の引き上げを開始。歳出削減と合わせ2013年度にはPB赤字の半減を達成すべき。
- ②マニフェストなどの見直しについて
 - ・マニフェスト実現のための財源の捻出は「ムダの排除」のみでは困難。いたずらに固執せず、目的や効果の検証を行い、現実的なものに見直しを。
 - ・消費税引き上げについては前倒しで実行を。

*意見書の全文は関経連ホームページを参照。

政府の「財政運営戦略」とは

今年6月、政府は「財政運営戦略」を公表した。同月発表した「新成長戦略」とともに「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体で実現することを基本方針とし、財政健全化の目標、財政運営のルール、当面の予算編成方針を示す「中期財政フレーム」などを定めた(表2)。本戦略では、2020年のPB黒字化など、おおむね関経連の提言に沿う財政健全化目標が掲げられている。

一方、具体的な歳出削減手法などは、2011年度予算編成に持ち越されることになった。また、政府税制調査会専門家委員会が議論の中間整理を、「新年金制度に関する検討会」「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」が中間まとめを公表するなど、関連諸制度の検討が進められており、今後、抜本税制改革や社会保障の制度設計が速やかに具体化することが望まれる。

(経済調査部 西村和芳)

〈表2 財政運営戦略の概要〉

■基本方針

- ・「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体的に実現。

■財政健全化目標

- ・国・地方の基礎的財政収支を、2015年度までに赤字対GDP比を半減、2020年度までに黒字化。
- ・2021年度以降、公債等残高の対GDP比を安定的に低下。

■財政運営ルール

- ・財政運営の基本ルールとして、財源確保ルール(ペイアズユーゴー原則)などを定める。

■中期財政フレーム

- ・2011年度の新規国債発行額は約44兆円を上回らないよう全力をあげる。
- ・消費税を含む税制抜本改革について早急に具体的内容を決定。
- ・2011～2013年度の基礎的財政収支対象経費を実質的に前年度以下に抑制。

国際会計基準(IFRS)をめぐる動き

国際会計基準の動向

企業活動や投資活動がグローバル化していくなか、国際会計基準(International Financial Reporting Standards)の適用が日本企業の大きな課題となっている。

国際会計基準は、2010年3月期より任意適用(希望する企業のみ国際会計基準を使用可能にすること)が開始された。上場企業に国際会計基準を強制適用するか否かの判断は、2012年に行い、最短で2015年から強制適用が実施される予定である(図2)。また、並行して日本基準を国際会計基準に合わせていく作業(コンバージェンス)が進められており、財務諸表表示の見直し(包括利益の表示等)、退職給付、金融商品、企業結合等の変更が予定されている。

したがって、変更される会計基準の内容次第では多方面に影響が生じるため、政府は正確な情報の把握や影響分析を行った上で多角的な検討を行うことが必要である。

【図2 国際会計基準適用までのスケジュール】



国際会計基準に関する議論

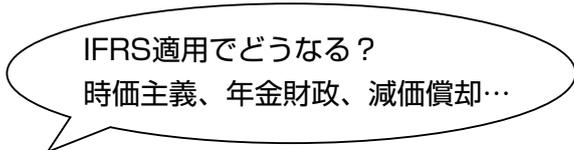
国際会計基準に対する誤解

不要な混乱を避けるため、政府も対策を講じ始めている。

金融庁では、「一部に誤解を招く情報が流布されているのではないかと指摘がある」との理由から、2010年4月23日に「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」をホームページで発表。「売上の計上では出荷基準が使えなくなり、着荷や検収の確認をしなければならないのか」「減価償却の方法は定額法に変更され、

定率法が全く使えなくなるのではないか」などの疑問について解説を行っている。例えば、減価償却については国際会計基準の導入により定額法しか認められなくなるという認識が広まっていた。そうすると、費用化の前倒しが可能な定率法で計算している大多数の日本の上場企業では、設備投資資金の回収が遅くなり、法人税との調整も必要となってくる懸念されていた。しかし、解説では定額法と定率法、どちらも選択可能であることが明記されている。

情報源が一部に偏ると混乱が生じることもある。こういった政府からの情報を積極的に収集し、適正に活用したい。



金融庁「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100423-2.html>

単体決算はどうあるべきか

国際会計基準は連結決算の基準である。単体決算(親会社のみ)については日本国内で決定することができる。

単体決算は配当可能額の算定や法人税の算出で主に使用されている。決算書を作成する際には、連結決算と単体決算の基準が同じ方が便利であるという意見がある一方で、法人税の計算で不利が生じるケースが出てくる可能性もあるので単体の基準は国際会計基準とは別に考えるべきという意見もある。

国際会計基準と単体決算の基準問題については、

参考ホームページ

○経済産業省 企業財務委員会

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/k_3.html

○金融庁 企業会計審議会

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutop.html

*欧州の実態なども掲載

金融庁の企業会計審議会でも検討されており、海外の事例も含めてさまざまな意見が発信されている。

関経連の取り組み

このようにさまざまな議論が行われているなか、当会でも国際会計基準に関しての検討を行うため、企業経営委員会(委員長:和田勇・積水ハウス会長兼CEO)のもと「国際会計基準と企業経営に関する研究会」を昨年11月に設置。約半年間議論を重ね、今年6月に意見書「国際会計基準の導入に関する提言」を発表した。

意見書では、国際会計基準の導入が不可避ならば、円滑な導入に向け「十分な検討」「地方も含めた企業の意見集約と啓発広報活動の強化」「混乱やコスト上昇の回避に向けた対応」を行うことなどを求めている(表3)。

ルールが変更されるのならば、経営上極端な不都合が生じないよう、企業も事前に意見を発信することが重要である。当会では、会計基準策定の関係者を招いての講演会の開催などを通して引き続き最新情報の収集を行うとともに、タイムリーな意見発信に努めていく。(経済調査部 伊藤寛)

〈表3 国際会計基準の導入に関する提言〉

(1) 会計基準変更に係るわが国の対応

- ①日本の意見発信機能の強化
国際会計基準審議会で活躍可能な人材の育成と参加メンバー増員をはかることが必要。
- ②国内企業の意見集約の強化
地方企業の意見を可能な限り吸い上げる仕組みを整えるべき。
- ③米国の動向を注視した対応の検討
強制適用時期を後ろ倒しにした米国の動向を注視した上で、わが国の対応を検討することが必要。
- ④積極的な啓発活動、広報活動の実施
業界ごとの研修会等を通じて、欧州の先行事例の研究・討論などを実施する等、国際会計基準に関する啓発活動や広報活動が今以上に必要。

(2) 会計基準変更に伴う混乱や報告作成コスト上昇の回避

- ①十分な準備期間の確保
強制適用について、導入時期と適用要件を早期に明確にするとともに、十分な準備期間が必要。
- ②基準再変更の混乱回避
コンバージェンスは極力再変更のないようなタイミングで行うべき。
- ③原則主義の理念に反しない範囲での指針の提示
国際財務報告解釈指針委員会に解釈指針の策定を働きかけるなど、公認会計士と企業の過大な負担を軽減すべき。
- ④個別決算書の簡素化
金融商品取引法に基づく個別決算の開示については、廃止も視野に入れた大幅な簡素化を検討すべき。
- ⑤個別決算に関する会計基準の調整
個別決算に関する会計基準については、金融・税務当局・企業・市場関係者・投資家・公認会計士などの官民の幅広い関係者が一体となって意見調整する場の設定が必要。
- ⑥実務負担軽減に対する配慮
コスト・ベネフィットの観点からも、現場実態を反映させた基準にしていくべき。また、四半期決算報告書は、開示内容の簡素化により企業の負担軽減をはかるべき。
*意見書の全文は関経連ホームページを参照。